

令和 2 年 2 月 2 8 日（金曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

令和2年2月28日(金曜日)

出席委員(6名)

委員長 村松秀雄君
副委員長 平吹俊雄君
委員 吉田眞悦君 鈴木宏通君
福田淑子君 千葉一男君

欠席委員(なし)

委員外議員 我妻 薫君
議長 大橋 昭太郎君

説明のため出席した者

町長部局

総務課長 佐々木 義則君
企画財政課長 佐野 仁君

議会事務局職員出席者

事務局長 佐藤 俊幸君
事務局次長兼議事調査係長 高橋 美樹君

令和2年2月28日(金曜日) 午前9時30分 開会

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会3月会議について

- 1) 議案等について

行政報告 3 件

議案 25 件（条例 7 件、補正予算 7 件、予算 7 件、その他 4 件）

2) 一般質問の発言順序について 11 人

3) 会議の期間及び議事日程について

期間 3 月 4 日（水）～ 23 日（月）20 日間

4) 陳情、要請等

4 その他

5 閉 会

午前9時30分 開会

委員長（村松秀雄君） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員、全員出席でございますので、委員会は成立しております。

なお、委員会規則第27条の規定により、委員外議員として副議長の出席を求めています。

早速、議長からの諮問、3月会議についてということで、まず次第に沿って、議案等についての行政報告3件から執行部の説明をいただきたいと思います。

では、総務課長、お願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） おはようございます。本議会につきましてもよろしく御指導お願い申し上げます。

それでは、初めに、行政報告3件の内容について御説明申し上げます。

まず、1件目でございますが、美里町の空間放射線量等の測定結果について報告するものでございます。

こちらは令和元年12月1日から令和2年9月30日までの空間放射線量等の測定結果について報告するものでございます。こちらにつきましては、別紙美里町空間放射線測定結果の資料を提出させていただいております。

2件目といたしましては、美里町と株式会社七十七銀行の地方創生に向けた包括連携に関する協定の締結についてでございます。

去る2月26日、美里町と株式会社七十七銀行との地方創生に向けた包括連携に関する協定を締結いたしましたので、報告するものでございます。協定書の写しを行政報告資料として提出させていただいております。こちらは追加という形での報告でございます。

さらにもう1件追加ということで、新型コロナウイルス感染症対策についてといったところで、新型コロナウイルス感染症対策についてこれまでの対応状況等について報告するものでございます。

以上、3件が行政報告の内容となります。よろしくお願いいたします。

委員長（村松秀雄君） 行政報告について説明がありました。

これについて何か御意見、御質問等ございますか。千葉委員。

委員（千葉一男君） 2番目の七十七銀行の。具体的にどういうふうなものか、もう少しわかりやすく。私全然どういうことなのかわからないので。

総務課長（佐々木義則君） 行政報告の資料のほうに、協定書の写しということで出しておりますが、連携事業の内容ということとして5項目を設定しております。

1つ目が創業・新規事業支援に関する事項、2つ目が地域中核企業支援・育成に関する事項、それから3つ目といたしましてまちづくり事業の促進に関する事項、それから4つ目といたしまして観光振興支援に関する事項、それから5つ目としてその他地方創生の推進に関する事項ということで、一応5項目について連携事業を進めていくといったことで、協定を結んでおります。

具体的な事業の内容につきましては、これから協議を進めていくことにはなるわけですが、創業・新規事業等については、現在町にありますKiribiとの連携、相談とかですね、講演会等の事業の検討をしていくと。さらには2番目の企業等の支援育成、この部分今までもやっていた部分ではあるんですけども、金融機関とも連携しながら、現在の企業等の支援を進めていくと。それからまちづくり事業の促進の部分については、主に民間連携、PPP、PFIの事業ですね、かなり七十七銀行さんでも情報等をお持ちでございますので、それらの情報共有をしながら事業の検討を進めていく。それから、観光振興等については、花野果、土田畑等の、町で抱えているそういった施設等も活用した事業等で連携できるものを模索していくということになります。それからその他の部分につきましては、総合計画・総合戦略の部分につきましても令和2年度で今回の分が終わりますので、新しい計画を策定するに当たりいろいろ協力をいただいていくといった形で現在のところ考えているといった内容でございます。

委員（千葉一男君） 聞きたいことは、具体的には、取り組みの進め方として、そういうふうな経営スタンスから公共が力を借りて新しいものをつくる。具体的にどういうふうな方向で動いていくのかなというのは気になるというか、どういうふうにやっていくのか、今までと違うところはどういうふうにやっていくのかなということ。

総務課長（佐々木義則君） その部分につきましては、その内容によっても変わってくると思うんですが、まず小牛田支店なり開発部のトップですね、七十七銀行のですね、町で進めている事業とか考えている事業等の情報共有をしながら、それは町としてこの連携協定については、七十七銀行に委託とか業務をお願いするということにはなりませんので、あくまでお互いに支出を伴うという中身ではなくて、お互いに協力できるところを協力しながらこちらから情報提供できるもの、または向こうから情報提供とか協力をいただけるものについて、お互いに話をしながら進めてく。あくまで委託者と受託者の関係ではないといった中で、いろいろ協力関係を築いていくという内容になります。

委員長（村松秀雄君） よろしいですか。では、福田委員。

委員（福田淑子君） 第2条の総務課秘書室が担当になるみたいなんですけれども、その点は。

総務課長（佐々木義則君） 総括というところで、これまでも昨年度については郵便局さんと連携協定を結んだわけですが、じゃあ相対的な連携協定の協定等の窓口というところで現行でも秘書室を窓口にしているということで、こういった形になっているということです。

委員長（村松秀雄君） ほかにありませんか。（「ちょっともう一回、いい」の声あり）はい。

委員（千葉一男君） 結局進め方なんだけれども、いろいろ持っているノウハウとか、進め方の中でね、そういうメンバーを固定して進んでいくのか。例えばKiribiだって、実際は事業展開するのに金融機関との結びつきを物すごい大事にしたほうがいいだろうと推測してるわけ。だから、目的は両方とも同じところにベクトルを合わせながら、協力をして進めていけるなどは思いながら、その辺は具体的にどういうふうに進めてやっていくのかなと。何となくこうこれでやりますよというだけでは、具体化していくのも大変だと思うんです。難しい問題だから。そこは協議体みたいなものをつくって、協議ではないかもしれないけれども、そういうふうな進め方をするのかなと思って聞いたんです。

総務課長（佐々木義則君） それについては、具体的に協議体をつくって進めていくという形ではなくて、個別ごとに協議をしながら、例えば今お話あったとおり、Kiribiで町でそういう創業とかそういうのをやっている方の例えば相談業務だったり講演会をやるときに、そういう例えば詳しい講師なんかを銀行さんなんかとしてわかっていればそういう人たちを紹介していただくとか、そういう協力体制をとりながら進めていく。また相談業務になれば具体的に資金融資とかという話も出てくれば、そういう話七十七銀行さんからいただいたりといった中で、そういう連携をつくっていくということで、あくまで協議体で、では具体的に何をしましょうかということではなくて、そういった形で進めていくというふうなことです。（「わかりました」の声あり）

委員長（村松秀雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、次、議案25件上程されておりますので、順次総務のほうから説明をいただきます。

総務課長（佐々木義則君） それでは初めに、議案第65号、美里町肉用繁殖牛導入等資金貸付基金条例でございます。議案書につきましては、8ページ、資料編につきましても1ページでございます。

本基金条例につきましては、基金で購入した肉用繁殖牛を畜産経営者に貸し付けることを見直し、肉用繁殖牛の導入等に係る資金を畜産経営者に貸し付けることとするため基金条例の全部を改正するものでございます。

詳細につきましては、会議当日、産業振興課長から御説明を申し上げます。

以上でございます。

委員長(村松秀雄君) これについて、字句等、気づいたところ、あと意見がございましたら。
福田委員。

委員(福田淑子君) 理由のところ、畜産経営者というふうになっているんですけども、この条例の中で、「など」というのが第1条、第6条になっているのね。理由に畜産経営者というふう限定しているのであれば、この「など」というのを統一すべきだと思うんですけども。

委員長(村松秀雄君) 1条の一番最初ね。畜産経営者等。

委員(福田淑子君) 理由にも「など」というふうであれば、条例のほうも構わないんだけども。片やなくて、片や。

委員長(村松秀雄君) 6条のね。この文字の使い方は。

委員(福田淑子君) 統一されたほうがよろしいです。

委員長(村松秀雄君) 資料では畜産経営者と。

委員(福田淑子君) 議案書にも経営者等。理由の。

委員長(村松秀雄君) 理由のところは経営者と限定しているんだけども、それで今わからないんだけども。

委員(福田淑子君) 議案書だから、きょうじゅうにしないと。

委員長(村松秀雄君) では、暫時休憩いたします。

午前 9時44分 休憩

午前 9時45分 再開

委員長(村松秀雄君) 再開いたします。

行政報告の追加資料ですね、これを事前配付にするか、当日配付にした方がいいのか、協議をさせていただきます。どういたしますか。御意見ありませんか。(「事前にはやったほうがいい」「町のお知らせと一緒に」「もし町で出すというのであればだよ。一応今は出したらいいんでないのという打診をただけの話だから」「きょう決まるから、そちらとあわせて一緒に出したほうがいいと思います」の声あり)

委員長(村松秀雄君) いかがですか。出したほうがいいですか。コロナウイルスの件ですけども、方針が決まるかどうか、夕方まで出さないと月曜日には着かないので。(「あした着く」の声あり)

委員長（村松秀雄君） きょう金曜日、ああそうか土曜日は着く。

そういうように対応してよろしいですか。（「はい」の声あり）

委員長（村松秀雄君） はい、わかりました。では、郵送ということで、また新型コロナウイルスについては執行部の決定がきょう決まれば、文書を出せばそれもあわせて資料の追加ということで、郵送をもって発送するという事にいたします。よろしいですね。（「はい」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

午前 9時47分 休憩

午前 9時55分 再開

委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。総務課長。

総務課長（佐々木義則君） どうも時間をいただきまして申しわけございませんでした。

まず、畜産経営者等ということで、議案本文側に今回の「等」が入ったわけですが、こちらについては、畜産経営者に限定しますと、現在経営している人のみになってしまうと。これから畜産を営む農家も対象に当然なるというようなことで、「等」という表現を入れたというようなことで、本文側に今回「等」と入れさせていただいたということでございます。

理由のほうでございますが、そういったことで理由の前半ですね、肉用繁殖牛を畜産経営者に貸し付ける、これは今まで畜産経営者のみだったものですから、ここはこのままということにはなるんですが、後段の部分ですね、これを導入に係る資金を畜産経営者に貸し付けるということについては、ここはお話のとおり、畜産経営者等になると。理由を直さなきゃならないことになります。

委員長（村松秀雄君） 理由のほうに「等」を追加すると、字句の追加ということでよろしいですね。

総務課長（佐々木義則君） はい。ということで、議案書2ページの理由の部分と資料編の資料編1ページの理由の欄につきましては、今言ったとおり修正をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

委員長（村松秀雄君） では、福田委員が指摘の畜産経営者と畜産経営者等という字句の違いについては、ただいま総務課長が説明したとおり、経営者等が正しいということで、訂正をしたいということですが、それでよろしいですか。じゃあいつ、当日しかないですか。（「当日」の声あり）始まる前ですか。

委員（吉田眞悦君） 初日に言って、次の日持ってきてもらうということでもいいんじゃないですか。

委員長（村松秀雄君） そうですね、3日目ぐらいまで、一般質問に入るかどうかだから。じゃあその、始まってから局長のほうから言っていただいて、次の日に持ってきてもらうということ。

総務課長（佐々木義則君） では、議案書1、2ページと資料編1ページのほうについては、差しかえでの訂正ということをお願いできれば。

委員長（村松秀雄君） では、議案と資料の差しかえでお願いしたいということですが、それでよろしいですか。（「はい」の声あり）では、差しかえでお願いいたします。

では、局長の連絡については、当日お願いいたします。

事務局長（佐藤俊幸君） 当日お話しいたしまして、2日目の朝。

委員長（村松秀雄君） では、65号については、よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、次、66についてお願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） 続きまして、議案第66号地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

議案書につきましては3ページ、資料編につきましては2ページからとなります。

地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に交付され、令和2年4月1日に執行されるに伴い関係条例の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日私のほうから御説明を申し上げます。以上でございます。

委員長（村松秀雄君） この4条ですね。監査委員、水道事業、病院事業、下水道事業ということで。

暫時休憩します。

午前 10時00分 休憩

午前 10時02分 再開

委員長（村松秀雄君） 再開いたします。

では、66号について御質問ありませんでしょうか。（「ちょっと1つだけ」の声あり）

委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

委員（吉田眞悦君） 私の勉強不足で恥ずかしいのですが、この賠償額が、もともと金額が決まってあるんだけど、これ水道、下水道は50万以上なんだね、病院は10万以上、その根拠

というのは何なのか教えてください。議会の議決をもらう上で。

委員長（村松秀雄君） 金額の根拠だね。直接議案にはありませんが、資料に載っているのですね。その辺わかればということなんですが。

委員（吉田眞悦君） いいです、いいです。何でこうなるのかと、一律でないということがわかりました。

委員長（村松秀雄君） では、66号につきましては、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、議案第67号でございます。町長等給与、旅費の件ですね。お願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、議案第67号です。美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。議案書については4ページ、資料につきましては7ページになります。

人件費に係る財政負担の軽減を図るため、引き続き令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、美里町長等の給料月額を支給に当たっては、給料月額から給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずるものでございます。

以上、今回の条例改正の内容でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（村松秀雄君） 10%カットでまた1年始まるということですね。これについて御質問ありますか。

ないようですので、次にまいりたいと思います。

議案第68号、特別職非常勤の報酬及び費用弁償でございます。これは学校医さんの部分ですが、総務課長お願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、議案第68号美里町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書5ページ、資料編については9ページからとなります。

特別職の職員で非常勤である学校医等の報酬について、近隣市町の報酬水準等を踏まえ、報酬額を見直す所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日私のほうから御説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

委員長（村松秀雄君） 学校医さんの報酬の、年額で出ることですので、これについて何か、御質問ある方。（「ありません」の声あり）

なければ、次の議案69号、道路占用について、お願いいたします。総務課長。

総務課長（佐々木義則君） 議案第69号美里町道路占用料条例及び美里町公共物管理条例の一

部を改正する条例について、説明申し上げます。

議案書につきましては、7ページから、資料編につきましては11ページからとなります。

道路法施行令の一部を改正する政令が令和元年9月27日に公布され、令和2年4月1日から施行されることにより、国道の占用料の額等が改正されることから、本町においても国に準じて町道及び公共物の占用料の額等を改正するものでございます。

詳細につきましては、会議当日建設課長から御説明を申し上げます。

委員長（村松秀雄君） 以上でございます。占用料管理条例の一部の改正でございますが、これについて気づいたことはありますか。

なければ、次に行きたいと思います。よろしいですか。

では、次、議案第70号、債権管理条例の改正です。総務課長、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、議案第70号、美里町債権管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書につきましては15ページから、資料編については25ページからとなります。

民法の一部を改正する法律が平成29年6月2日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。また、私債権に係る損害賠償金等の端数計算について、地方税法及び美里町税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例に準じて所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、徴収対策課長から御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

委員長（村松秀雄君） これについての説明が終わりました。何か聞くことがありますか。ございませんか。（「ありません」の声あり）

なければ、次にまいります。

では、議案第71号、お願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、議案第71号、美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

議案書につきましては16ページ、資料編については28ページからとなります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和元年5月31日に公布され、令和元年10月1日から施行されたことに伴い、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更等が行われております。本町の特

定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、内閣府令の経過措置により改正後の基準を適用してきたところでございますが、経過措置終了後も同様の基準を適用することとするため、内閣府令に準じて所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、子ども家庭課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

委員長（村松秀雄君） ということで、法の変更による改正ということですか。これについてございませんか。長いだけれど。

総務課長（佐々木義則君） 内容は、追って今お話ししたとおり、給食の環境整備したもの、あとは字句の関係ですね。多いのは支給という言葉が給付にかわっているんですね。この辺の用語の改正部分が主に大きい内容になっております。先ほどお話ししたとおり、こちらについては既に10月1日から施行されているわけですが、結局かなりの改正項目が多かったということもあまして、当面は内閣府令に準じて運用してきたところでございますが、条例の改正期間1年間の猶予が与えられておりましたので、今回条例を改正するというふうになった経過であります。

委員長（村松秀雄君） ということですが、よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、議案第72号一般会計の補正予算に入ります。企画財政課長。

企画財政課長（佐野 仁君） 企画財政課の佐野でございます。本会議もよろしくお願いいたしますと思います。座って説明させていただきます。

それでは、議案第72号令和元年度美里町一般会計補正予算（第12号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては24ページから、資料編につきましては62ページとなります。

まず、議案書25ページお開き願います。

予算本文第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,821万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億245万5,000円といたしております。補正予算の細部につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

議案書の55ページ、56ページをお開き願います。55、56でございます。

まず、1款議会費でございます。1款議会費で105万8,000円減額いたしました。1項議会費の議会費で、議会会議録調製業務委託料33万9,000円減額いたしました。

2款総務費に473万円追加いたしました。

議案書の58ページ、次のページお開き願います。下段のほうでございます。1項総務管理費の財産管理費に東日本大震災復興推進基金積立金1,537万6,000円追加し、続いて62ページになります。62ページの上段のほうでございます。まちづくり推進費で、集会所等建設修繕等補助金168万7,000円減額いたしました。

続いて、次のページ、64ページの中段をお開きください。2項徴税費の賦課徴収費で、固定資産税関係電算業務委託料101万5,000円減額いたしました。

3款民生費で、4,451万円減額いたしました。

ちょっと飛びます。70ページ、お開きください。70ページの上段のほうです。1項社会福祉費の社会福祉総務費で、プレミアム付商品券事業商品券販売等委託料943万5,000円減額いたしました。高齢者福祉費で、敬老事業110万7,000円、老人ホーム入所委託料1,369万9,000円それぞれ減額いたしました。

続いて、次のページでございます。72ページの上段でございます。

障害者及び障害児福祉費で、更生医療扶助費1,050万円減額し、心身障害者医療扶助費189万円、障害者総合支援給付費4,476万2,000円、補装具費支給費220万円、障害児通所支援給付費529万5,000円それぞれ追加いたしました。

介護保険費で、介護保険特別会計繰出金2,053万7,000円減額いたしました。

続いて、74ページ、中段でございます。

2項児童福祉費の児童福祉総務費で施設等利用費172万5,000円減額いたしました。

続いて、76ページのこちらも中段でございます。保育所費で、小牛田保育所保育士報酬1,152万8,000円、なんごう保育士報酬523万8,000円それぞれ減額し、地域型保育施設整備補助金83万3,000円追加いたしました。

続いて78ページの上段でございます。児童館費で、牛飼児童館放課後児童指導員報酬235万8,000円、南郷児童館放課後児童指導員報酬175万4,000円、不動堂児童館放課後児童指導員報酬619万円それぞれ減額いたしました。

4款衛生費で、863万円減額いたしました。

続いて80ページの下段でございます。1項保健衛生費の健康増進費で639万2,000円、続いて82ページの同じく下段のほうでございます。環境衛生費で文化会館省エネ照明設備改修工事請負費103万2,000円それぞれ減額いたしました。健康増進費の減額につきましては、各種がん検診等委託料の減額が主なものでございます。

続いて、次のページ、84ページの上段でございます。

2 項清掃費の塵芥処理費に大崎地域広域行政事務組合ごみ処理費負担金1,008万3,000円追加いたしました。

6 款農業水産業費で8,618万7,000円減額いたしました。

続いて86ページ上段でございます。

1 項農業費の農業振興費に強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金26万8,000円、機構集積協力金交付金返還金50万円それぞれ追加し、機械導入支援事業補助金243万4,000円、機構集積協力金交付金1,059万8,000円、土地利用型野菜の産地形成促進事業補助金139万9,000円それぞれ減額いたしました。

続いて、88ページ上段でございます。

畜産業費で優良繁殖牛貸付基金事業貸付金200万円減額いたしました。農地費で排水施設工事請負費516万円、県営農地整備事業負担金3,088万5,000円、基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金540万2,000円それぞれ減額いたしました。農業集落排水事業費で下水道事業関係、農業集落排水事業補助金2,279万2,000円減額いたしました。

続いて、90ページでございます。中段になります。

7 款商工費で32万6,000円減額いたしました。

1 項商工費の商工振興費に中小企業振興資金融資損失補償金24万8,000円追加いたしました。これにつきましては、平成27年度に中小企業振興資金融資の発生を受けた借り入れ者の商状不振によりまして宮城県信用保証協会が代理弁済を行ったことにより損失補償が必要となったことによるものでございます。

8 款土木費で680万8,000円減額いたしました。

92ページ上段をお開き願います。

1 項土木費の土木総務費に急傾斜地崩壊対策事業分担金224万円追加いたしました。これにつきましては県が事業主体であります素山地区の急傾斜地崩壊対策事業に伴う分担金の追加でございます。2 項道路橋りょう費の道路橋りょう維持費で橋りょう点検長寿命化計画策定業務委託料497万8,000円減額し、橋りょう改修工事請負費497万7,000円追加いたしました。道路新設改良費で用地測量業務委託料242万6,000円、測量設計業務委託料550万8,000円それぞれ減額し、道路改良工事請負費793万3,000円追加いたしました。

続きまして、94ページの上段でございます。

4 項都市計画費の公共下水道費で、下水道事業会計公共下水道事業補助金712万1,000円減額いたしました。

9 款消防費で224万6,000円減額いたしました。

続きまして、96ページ上段でございます。

1 項消防費の災害対策費で戸別受信機設置補助金120万9,000円減額いたしました。

10款教育費で2,999万9,000円減額いたしました。

1 項教育総務費の事務局費で、奨学資金貸付金164万4,000円減額いたしました。

続いて、飛んで100ページの中段でございます。

2 項小学校費の教育振興費で、特別支援教育支援員報酬138万9,000円、英語教育指導員報酬115万6,000円それぞれ減額いたしました。

続いて、104ページ中段でございます。

3 項中学校費の教育振興費で学力向上支援員報酬169万9,000円減額いたしました。

4 項幼稚園費の幼稚園費で、預かり保育員報酬494万9,000円減額いたしました。

続いて飛びまして110ページになります。110ページの中段お開き願います。

11款公債費で2,317万9,000円減額いたしました。1 項公債費の元金で、長期債償還元金1,741万2,000円、利子で長期債償還利子576万7,000円それぞれ減額いたしました。

13款災害復旧費につきましては、財源組み替えでございます。こちらにつきましては、令和元年東日本台風で被災した道路、公園の災害復旧工事の財源として地方債を充てるものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

39ページ、40ページまでお戻り願います。39、40ページでございます。

1 款町税に518万2,000円追加いたしました。1 項町民税の法人に法人町民税均等割200万円追加いたしました。3 項軽自動車税に軽自動車税環境性能割18万2,000円追加いたしました。4 項町たばこ税に町たばこ税現年課税分300万円追加いたしました。

4 款配当割交付金で354万6,000円減額いたしました。

5 款株式等譲渡所得割交付金で331万4,000円減額いたしました。

6 款地方消費税交付金で3,213万円減額いたしました。

7 款自動車取得税交付金に150万8,000円追加いたしました。

8 款環境性能割交付金で196万8,000円減額いたしました。

10款地方交付税に447万9,000円追加いたしました。1 項地方交付税に震災復興特別交付税447万9,000円追加いたしました。

続いて41ページお開き願います。

12款分担金及び負担金で237万6,000円減額いたしました。

1 項分担金の土木費分担金に急傾斜地崩壊対策事業分担金81万9,000円追加いたしました。2 項負担金の民生費負担金で、老人福祉施設入所措置費負担金144万3,000円、農林水産業費負担金で基幹水利施設管理事業負担金175万2,000円それぞれ減額いたしました。

13款使用料及び手数料で186万2,000円減額いたしました。

1 項使用料の教育使用料で幼稚園保育料（現年分）195万4,000円の減額が主なものでございます。

続いて、次のページ、44ページ上段をお開き願います。

14款国庫支出金に2,267万7,000円追加いたしました。

1 項国庫負担金の民生費国庫負担金に障害者及び障害児福祉費負担金1,707万2,000円追加いたしました。2 項国庫補助金の総務費国庫補助金に東日本大震災復興交付金1,537万6,000円追加し、民生費国庫補助金でプレミアム付商品券事業補助金1,074万3,000円減額いたしました。

続いて、46ページをお開き願います。

15款県支出金に568万8,000円追加いたしました。

1 項県負担金の民生費県負担金に障害者及び障害児福祉費負担金853万5,000円、国民健康保険費負担金310万5,000円、災害救助費負担金419万8,000円それぞれ追加いたしました。災害救助費負担金につきましては、令和元年東日本台風による災害が災害救助法の適用となったことを受けまして、避難所運営等に要した費用について交付されるものでございます。

2 項県補助金の農林水産業費県補助金で機構集積協力金交付金1,059万8,000円減額いたしました。

続いて、48ページをお開き願います。

16款財産収入で2,729万4,000円減額いたしました。

2 項財産売払収入の不動産売払収入で町有地土地売払収入2,315万円、練牛住宅団地分譲地売払収入440万3,000円それぞれ減額いたしました。町有地土地売払収入につきましては、令和元年度に売り払いを予定していました旧練牛小学校跡地の町有地が令和元年度中に売却を完了する見込みが立たないことによる減額でございます。

続きまして、次のページ、50ページお開き願います。

18款繰入金で1億2,393万2,000円減額いたしました。

2 項基金繰入金で財政調整基金繰入金1億282万9,000円、東日本大震災被災者等復興支援基金繰入金1,416万5,000円、福祉基金繰入金141万円、奨学資金貸付事業基金繰入金164万4,000

円、優良繁殖牛貸付基金繰入金200万円のそれぞれの減額が主なものでございます。

20款諸収入で2,894万4,000円減額いたしました。

3項貸付金元利収入の民生費貸付金収入で、災害援護資金貸付金元利収入2,881万7,000円減額いたしました。

続いて、52ページお開き願います。

4項雑入の納付金で各種健診個人負担金215万9,000円、給食事業収入の給食費納付金で243万6,000円、それぞれ減額し、雑入の宮城県後期高齢者医療療養給付費市町村負担金返還金に310万9,000円追加いたしました。

21款町債で1,250万円減額いたしました。

1項町債の農林水産業債で公共事業等債3,350万円、次のページ、54ページでございます。

緊急自然災害防止対策事業債930万円それぞれ減額いたしました。教育債で合併特例事業債140万円減額いたしました。災害復旧費に災害復旧事業債950万円追加いたしました。減収補填債に減収補填債1,230万円追加いたしました。

次に32ページまでお戻り願います。32ページでございます。

予算本文第2条 繰越明許費につきましては、財産管理一般経費（笹館集会所耐震補強設計業務委託料）を初め12の事業におきまして令和元年度に事業が終了する見込みがないことから、令和2年度に繰り越すものでございます。

続いて、次のページ、33ページをお開き願います。

予算本文第3条 債務負担行為の補正につきましては、子育てのための施設等利用給付システム保守業務委託料を初め6件につきまして債務負担行為の期間及び限度額を追加し、優良繁殖牛導入資金利子補給金（令和元年度分）について廃止するものでございます。

続いて、34ページ、隣のページでございます。

予算本文第4条 地方債の補正につきましては、災害復旧事業債（道路災害復旧事業）を初め3件について追加し、公共事業等債（農業農村整備事業）を初め4件について限度額を変更するものでございます。

以上が補正予算の内容となっております。よろしく願いいたします。

委員長（村松秀雄君） 大分長く説明していただきました。補正予算について何か中身までも含まないで疑問に思ったところ、違ったところを御指摘いただきたいと思います。吉田委員。

委員（吉田眞悦君） 今中身に触れないでという委員長さんからの、「詳しく」の声あり）ちょっと減収補填債、これ12月会議の説明の関係あるのでお聞きしますが、結局この補填債を使

うという考え方についてはどういう考え方でなっているのか。

委員長（村松秀雄君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野 仁君） 今回新たに地方債を追加します減収補填債につきましては、制度的には夏ごろに交付税にもらいます基準財政収入額、こちらが決定した後に大幅な減額のあった費目につきまして減収補填債を打てるということでございまして、基本的には落ち込んだものを100%打ちまして、今年度負担として75%の交付税として返ってくるという制度でございまして、交付税で見ていた基準財政収入額を下回ったことに対して町債を打てるという制度でございまして。本町につきましても議員がおっしゃるとおり12月会議で法人税のほうを大幅におろさせていただきましたので、それを補填する形ということで、交付税で受けられたものが見られなくなったということですね。これを補填する形として今回町債を発行するというところでございまして。

委員（吉田眞悦君） そういう場合に、今言われたように75%交付税措置ということなんだろうけれども、結局そういうやり方と、単純にだけれども、単純に、それをやらないという部分の違いというのはやっぱり交付税の分をもらったほうがいいということの判断ですか。

企画財政課長（佐野 仁君） 75%というのは交付税の計算のときにも法人税というのは75%を基準財政収入額として見られるものでございましてから、結果としては同じになるんです。その75%が返ってきますので、交付税でもらうものと今回町債を発行して減収補填債を発行して75%返ってくる。結局は同じ内容とはなるんですけれども、町としてもやはり今後厳しい財政を運営していく中で、できるだけ早くこちらのほうを確保しまして財政調整基金のほうに積み立てたいという、財政運営の必要性から今回発行させていただくものでございまして。

委員（吉田眞悦君） 対応を早くして、財調のほうを少しでも出すのを少なくしておきたいという思いということ。

企画財政課長（佐野 仁君） そのとおりでございまして。

委員長（村松秀雄君） 交付税の返ってくるのはさ、いつごろ、年度内の終わり。

企画財政課長（佐野 仁君） 今後は地方債の借り入れの手続の中で町で償還年月を定めましますので、それに伴いまして期間がちょっと、まだ。

委員長（村松秀雄君） 例えば、資金を最初にやるためには、地方債を発行したほうが良いということになる。

企画財政課長（佐野 仁君） そのほうが有利だと判断しまして今回追加いたしています。

委員長（村松秀雄君） ほかにありますか。個々については、また会議でじっくりと聞いてい

ただいて。いっぱいありますのでね、今回ね。聞きたいものもあるんだけど、あんまりね。

それでは、72号について、補正予算はよろしいですか。（「はい」の声あり）では、次にまいります。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きます、議案第73号令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては111ページから、資料編につきましては63ページでございます。

まず、予算本文第1条既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,315万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億216万9,000円といたしております。補正予算の細部につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

125ページ、126ページ、お開き願います。125、126でございます。

1款総務費で105万9,000円減額いたしました。1項総務管理費の一般管理費で56万円減額いたしました。2項賦課徴収費で35万3,000円減額いたしました。3項運営協議会費で14万3,000円減額いたしました。4項医療費適正化事業費に4,000円追加いたしました。5項収納率向上特別対策事業費で7,000円減額いたしました。

128ページ、次のページでございます。

2款保険給付費で60万円減額いたしました。1項療養諸費の診療報酬審査支払手数料で60万円減額いたしました。

5款保健事業費で1,151万2,000円減額いたしました。1項保健事業費で被保険者検診補助金361万2,000円減額いたしました。2項特定健康診査等事業費で特定健康診査等委託料790万円減額いたしました。

6款基金積立金に1万9,000円追加いたしました。1項基金積立金に財政調整基金利子積立金1万9,000円追加いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

121ページ、122ページまでお戻り願います。

1款国民健康保険税で3,304万3,000円減額いたしました。1項国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税で医療給付費分現年課税分1,886万6,000円、後期高齢者支援金分現年課税分698万6,000円、介護納付金分現年課税分384万円それぞれ減額いたしました。また、医療給付費分滞納繰越分235万8,000円、後期高齢者支援分滞納繰越分62万7,000円、介護納付金分滞納繰越分36万8,000円それぞれ減額いたしました。

3 款県支出金に236万5,000円追加いたしました。1 項県補助金の保険給付費等交付金に特別交付金の保険者努力支援分76万6,000円、特別調整交付金分(市町村分)に159万9,000円それぞれ追加いたしました。

4 款財産収入に1万9,000円追加いたしました。1 項財産運用収入の利子及び配当金に財政調整基金積立金利子1万9,000円追加いたしました。

5 款繰入金に1,595万8,000円追加いたしました。1 項他会計繰入金の一般会計繰入金に保険基盤安定繰入金の保険税軽減分400万1,000円、保険者支援分41万8,000円それぞれ追加し、職員給与費等繰入金105万9,000円、財政安定化支援事業繰入金253万6,000円、それぞれ減額いたしました。2 項基金繰入金に財政調整基金繰入金1,513万4,000円追加いたしました。

次のページ、124ページお開き願います。

7 款諸収入に154万9,000円追加いたしました。1 項延滞金加算金及び過料の延滞金に一般被保険者延滞金96万1,000円追加いたしました。3 項雑入の一般被保険者返納金に一般被保険者返納金32万4,000円、雑入に雑入5,000円、特定健康診査等事業費返還金25万9,000円それぞれ追加いたしました。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

委員長(村松秀雄君) 議案73号の国民健康保険特別会計について、説明が終わりました。これについて何かございますか。(「ありません」の声あり)

では、次、まいりたいと思います。

企画財政課長(佐野 仁君) 続きまして、議案第74号令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきまして御説明申し上げます。

議案書につきましては、129ページから、資料編につきましては、64ページでございます。

予算本文第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ526万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,423万4,000円といたしております。

補正予算の細部につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに、歳出についてです。

139ページ、140ページ、お開き願います。

1 款総務費で17万2,000円減額いたしました。1 項総務管理費の一般管理費で郵便料6万7,000円減額いたしました。2 項徴収費で、特別徴収開始通知書及び普通徴収納入通知書等作成業務委託料10万5,000円減額いたしました。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金で288万4,000円減額いたしました。

3 款保健事業費で220万6,000円減額いたしました。1 項健康保持増進事業費の健康診査費で後期高齢者健康診査業務委託料212万7,000円減額いたしました。

続いて、歳入についてです。

137ページ、138ページ、前のページにお戻り願います。

1 款後期高齢者医療保険料で288万3,000円減額いたしました。1 項後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料で現年度分特別徴収保険料471万2,000円減額し、普通徴収保険料に現年度分普通徴収保険料169万8,000円、滞納繰越分普通徴収保険料13万1,000円、それぞれ追加いたしました。

3 款繰入金で17万3,000円減額いたしました。1 項一般会計繰入金の事務費繰入金で17万3,000円減額いたしました。

5 款諸収入で220万6,000円減額いたしました。2 項雑入で宮城県後期高齢者医療広域連合健康診査事業補助金220万6,000円減額いたしました。

以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。

委員長（村松秀雄君） では、74号ですね。後期高齢者でございます。以上について何かございますか。（「なし」の声あり）

それでは、75号にまいります。（「休憩」の声あり）

暫時休憩をいたします。再開は11時。

午前 10時48分 休憩

午前 10時57分 再開

委員長（村松秀雄君） それでは、再開をいたします。

75号介護保険、お願いたします。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第75号令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては141ページから、資料編につきましては65ページでございます。

予算本文第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,321万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,746万8,000円といたしております。

細部につきましては、事業別明細書で御説明申し上げます。

初めに、歳出について説明申し上げます。

155ページ、156ページをお開き願います。155、156でございます。

1 款総務費で186万1,000円減額いたしました。1 項総務管理費の一般管理費に21万1,000円追加し、2 項徴収費の賦課徴収費で賦課徴収電算処理業務委託料64万9,000円、3 項介護認定審査会費で認定調査費等135万3,000円。続いて、158ページ上段でございます。介護認定審査会費4万6,000円、4 項運営委員会費で2万4,000円、それぞれ減額いたしました。

2 款保険給付費で1億3,807万6,000円減額いたしました。1 項介護サービス等諸費で居宅介護サービス給付費負担金3,680万6,000円、特例居宅介護サービス給付費負担金344万2,000円、地域密着型居宅介護サービス給付費負担金2,693万7,000円、施設介護サービス給付費負担金4,528万4,000円、居宅介護福祉用具購入給付費負担金68万8,000円。

160ページ、次のページでございます。

居宅介護住宅改修給付費負担金163万7,000円それぞれ減額いたしました。2 項支援サービス等諸費で介護予防サービス給付費負担金525万6,000円、特例介護医療サービス給付費負担金41万3,000円、地域密着型介護予防サービス給付費負担金148万8,000円、介護予防福祉用具購入費負担金12万5,000円。

162ページでございます。介護予防サービス計画給付費負担金179万5,000円それぞれ減額いたしました。3 項その他諸費で、審査支払手数料60万6,000円減額いたしました。4 項高額介護サービス費等で高額介護予防サービス給付費負担金25万5,000円減額いたしました。

次のページ、164ページでございます。

6 項特定入所者介護サービス等費で特定入所者介護サービス給付費負担金1,303万9,000円、特定入所者介護予防サービス給付費負担金24万5,000円、特例特定入所者介護予防サービス給付費負担金6万円減額いたしました。

3 款基金積立金で1,126万1,000円減額いたしました。1 項基金積立金で介護給付費準備基金積立金1,125万5,000円、介護給付費準備基金利子積立金6,000円それぞれ減額いたしました。

続きまして、166ページでございます。

4 款地域支援事業費で1,201万3,000円減額いたしました。1 項介護予防・生活支援サービス事業費で介護予防・生活支援サービス事業費負担金631万3,000円、介護予防ケアマネジメント事業費で介護予防ケアマネジメント業務委託料192万2,000円減額いたしました。

2 項一般介護予防事業費で介護予防事業委託料15万6,000円減額いたしました。3 項包括的支援事業費・任意事業費の任意事業費でねたきり老人等介護慰労金6万6,000円、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で地域包括支援センター専門員報酬29万5,000円、次のページ、168ページでございます。退職手当組合負担金70万6,000円、介護予防支援事業費で介護予防支援業

務委託料182万円、それぞれ減額いたしました。

続いて、歳入でございます。

151ページ、152ページまでお戻り願います。

1 款保険料に990万6,000円追加いたしました。1 項介護保険料の第1号被保険者保険料に現年度分特別徴収保険料797万8,000円、現年度分普通徴収保険料34万4,000円、過年度分普通徴収保険料158万4,000円、それぞれ追加いたしました。

3 款国庫支出金で7,330万7,000円減額いたしました。1 項国庫負担金で介護給付費国庫負担金1,892万5,000円減額いたしました。2 項国庫補助金で介護給付費調整交付金5,271万5,000円、介護予防・日常生活支援総合事業国庫交付金166万4,000円、包括的支援事業・任意事業国庫交付金51万6,000円、それぞれ減額し、介護報酬改定等に伴うシステム改修のための介護保険事業補助金51万3,000円追加いたしました。

4 款支払基金交付金で5,204万6,000円減額いたしました。1 項支払基金交付金で介護給付費支払基金交付金5,024万9,000円、地域支援事業支払基金支援交付金179万7,000円、それぞれ減額いたしました。

5 款県支出金で2,365万2,000円減額いたしました。1 項県負担金で介護給付費県負担金2,256万2,000円、2 項県補助金で介護予防・日常生活支援総合事業県交付金83万2,000円、次のページ、154ページになります。包括的支援事業・任意事業県交付金25万8,000円、それぞれ減額いたしました。

6 款財産収入で7,000円減額いたしました。1 項財産運用収入で介護給付費準備基金利子7,000円減額いたしました。

7 款繰入金で2,053万8,000円減額いたしました。1 項一般会計繰入金で介護給付費一般会計繰入金1,725万9,000円、事務費等一般会計繰入金237万4,000円、介護予防・日常生活支援総合事業繰入金81万5,000円、包括的支援事業・任意事業繰入金25万8,000円それぞれ減額し、低所得者保険料軽減繰入金に16万8,000円追加いたしました。

9 款諸収入で356万7,000円減額いたしました。1 項延滞金加算金及び過料に第1号被保険者延滞金17万5,000円追加いたしました。2 項雑入で介護予防支援サービス収入374万2,000円減額いたしました。

以上が補正予算の内容となっております。よろしく願いいたします。

委員長（村松秀雄君） 議案75号について、説明が終わりました。何かございますか。（「なし」の声あり）それでは、次にまいります。

76号水道事業会計補正でございます。よろしく申し上げます。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第76号の令和元年度美里町水道事業会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては169ページから、資料編につきましては66ページでございます。

今回の補正予算につきましては、債務負担行為についての補正予算でございます。170ページをごらん願います。

第2条予算第5条に定めた債務負担行為につきましては、口座振替等システム保守業務委託料について、債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

以上が補正予算の内容となっております。よろしく申し上げます。

委員長（村松秀雄君） 債務負担1件だけですね。（「はい」の声あり）76号水道事業についてございますか。

ないようなので、次、77号病院会計補正の説明にまいります。

企画財政課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第77号令和元年度美里町病院事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

まず、議案書の訂正のほうをお願いしたいと思います。議案書の175ページをお開き願います。175ページに令和元年度美里町病院事業会計補正予算（第4号）明細書、収益的収入及び支出のページがございますが、続いて176ページお開き願います。資本的収入及び支出こちらが176ページなんですけれども、本来であればこの176ページのページが175ページの誤りでございまして、175ページのページにつきましては、本来ならば176ページとなるところでございました。こちらの訂正についてお願いしたいと思います。この1枚がページの順番が逆になっていて、175ページが本来ならば176ページ。本来であれば、174ページを見ていただきますと、これが補正予算の実施計画の収益的収入及び支出になっております。本来であれば175ページに176ページの資本的収入および支出の実施計画が、明細書が次のページから始まるというように。（「はいはい。表題も違うんだね」「表題はこのまま」の声あり）実施計画の収益的と資本的がまず来てから明細の収益。（「計画が来て明細が来るよという順番だから、収益的はどどんじゃなくて、収益的、資本的、収益的、資本的という順番になりますよということね」の声あり）

委員長（村松秀雄君） ということです。ページが間違えて。これ差しかえね。

企画財政課長（佐野 仁君） こちらも差しかえさせていただきたい。

委員長（村松秀雄君） ページの番号変えればいいんだけど、それでは体裁が悪いということだから。これもともとページのつけ方間違っているから。仕方ない。

副委員長（平吹俊雄君） 見ていてこのほう見やすいんだけども。

委員長（村松秀雄君） ということでございますので、これも前にありました差しかえと同じでよろしいですね。（「はい」の声あり）では、差しかえでお願いいたします。

企画財政課長（佐野 仁君） 申しわけございません。（「なるほどね」「こっちのほうが見やすい」の声あり）

委員長（村松秀雄君） では、お願いいたします。

企画財政課長（佐野 仁君） 初めに、第3条予算第3条に定めた収益的収入について申し上げます。

間違っていた175ページを開いていただきたいと思います。

1款病院事業収益で4,227万3,000円減額いたしました。1項医業収益の1目入院収益で1,924万1,000円、2目外来収益で2,302万円それぞれ減額いたしました。

2項医業外収益の4目長期前受金戻入で、1万2,000円減額いたしました。これにより病院事業収益合計を6億7,080万7,000円といたしました。

次に、収益的支出について御説明申し上げます。

1款病院事業費用で180万円減額いたしました。1項医業費用の1目給与費に126万5,000円追加し、3目経費で委託料379万7,000円減額し、5目資産減耗費に固定資産除却費75万6,000円追加いたしました。給与費につきましては、令和2年3月1日付で常勤の外科医師を採用したことに伴うものでございます。

2項医業外費用の1目支払い利息及び企業債取り扱い諸費で2万4,000円減額いたしました。

これによりまして、病院事業費用合計を7億2,365万3,000円といたしました。

次に、予算第4条に定めた資本的収入について御説明申し上げます。

177ページをお開き願います。

1款資本的収入の2項企業債の1目企業債で100万円減額いたしました。

次に、資本的支出について申し上げます。

1款資本的支出の1項建設改良費の1目有形固定資産購入費で、91万2,000円減額いたしました。

続いて172ページにお戻り願います。172ページです。

以上の補正に伴いまして、第2条予算第2条に定めた業務の予定量、続きまして次のページ、173ページの上段です。第5条予算第5条に定めた企業債、第6条予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのない経費のうち、職員給与費についてあわせて補正を行ってお

ります。

次に、第7条予算11条に定めた債務負担行為についてでございます。

債務負担行為につきましては、口座振替等システム保守業務委託料について債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくお願いたします。

委員長（村松秀雄君） 病院事業会計でございます。補正減ということでね。それじゃあ、大体人数、人数ね、患者さんの利用が少なく、見込みより少なく実績が出たと、出る予定だということね、出ているんですが。（「ありません」の声あり）はい、ということで、ある方についてはまたお願いたします。

では、78号。

企画財政課長（佐野 仁君） 議案第78号令和元年度美里町下水道事業会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

議案書につきましては、178ページから、資料編については61ページでございます。

初めに、第3条予算第3条に定めた収益的収支の収入について申し上げます。

186ページ、187ページをお開き願います。

1款公共下水道事業収益で691万5,000円減額いたしました。1項営業収益の2目雨水処理負担金で14万3,000円減額いたしました。2項営業外収益の3目他会計補助金で712万1,000円減額し、4目長期前受金戻入に76万2,000円追加し、5目雑収益で51万1,000円減額いたしました。3項特別利益の1目過年度損益修正益に16万8,000円追加いたしました。

2款農業集落排水事業収益で3,756万4,000円減額いたしました。1項営業収益の2目雨水処理負担金で23万4,000円減額いたしました。2項営業外収益の1目他会計補助金で2,279万2,000円、2目長期前受金戻入で1,683万1,000円、それぞれ減額し、3目雑収益に182万2,000円追加いたしました。3項特別利益の1目過年度損益修正益に47万1,000円追加いたしました。

これにより、収益的収入合計を9億7,397万3,000円といたしました。

次に、収益的収支の支出について御説明申し上げます。

次のページ、188ページ、189ページお開き願います。

1款公共下水道費用で706万9,000円減額いたしました。1項営業費用の1目管きょ費で53万3,000円、2目ポンプ場費で6,000円それぞれ減額いたしました。3目流域下水道維持管理費で629万円減額いたしました。これは、排水量の確定により負担金金額が確定したことに伴い減額するものでございます。5目普及促進費に42万9,000円追加いたしました。これにつきましては、

下水道接続奨励金の交付件数の増加に伴う増額でございます。6目業務費で39万8,000円減額し、7目総係費に8万1,000円追加し、8目減価償却費で85万4,000円減額いたしました。9目資産減耗費に137万3,000円追加いたしました。これにつきましては、年度内に完了する更新工事におきまして除却する資産が確定したことに伴う増額でございます。

2項営業外費用の1目支払利息及び企業債取扱諸費で87万1,000円減額いたしました。

2款農業集落排水事業費用で4,180万7,000円減額いたしました。1項営業費用の2目処理場費で1,425万6,000円減額いたしました。5目総係費で61万7,000円減額し、6目減価償却費に40万5,000円追加いたしました。7目資産減耗費で2,486万7,000円減額いたしました。

2項営業外費用の1目支払い利息及び企業債取り扱い諸費で33万9,000円減額いたしました。これによりまして収益的支出合計を9億3,095万円といたしました。

次に、第4条予算第4条の資本的収支の収入について御説明申し上げます。

次のページ、190ページ、191ページをお開き願います。

1款公共下水道事業資本的収入で20万円減額いたしました。1項企業債の1目企業債で20万円減額いたしました。

2款農業集落排水事業資本的収入で603万8,000円減額いたしました。3項補助金の1目県補助金で603万8,000円減額いたしました。

これによりまして、資本的収入合計を13億696万3,000円といたしました。

次に、資本的収支の支出について御説明申し上げます。

次のページ、192ページ、193ページお開き願います。

1款公共下水道事業資本的支出で237万9,000円減額いたしました。1項建設改良費の1目汚水管きょ建設改良費16万2,000円減額いたしました。これは更新工事の請負額の確定による減額であります。2目建設諸費に9万2,000円追加いたしました。

2項企業債償還金の1目企業債償還金で、230万9,000円減額いたしました。

2款農業集落排水事業資本的支出で192万1,000円減額いたしました。1項建設改良費の1目汚水管きょ建設改良費で16万5,000円減額いたしました。

2項企業債償還金の1目企業債償還金で175万6,000円減額いたしました。これによりまして資本的支出合計を16億2,351万9,000円といたしております。

続いて、180ページにお戻り願います。180ページの上段でございます。第4条でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を3億1,655万6,000円に、補填財源を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,205万9,000円、過年度分損益勘定留保資金

1億3,402万5,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億47万2,000円に改めております。

次に、第5条予算第5条に定めた債務負担行為についてでございます。

債務負担行為につきましては、口座振替等システム保守業務委託料について債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

続きまして、181ページの第6条でございます。

第6条予算第6条に定めた企業債につきましては、災害復旧事業債を追加し、公共下水道事業債（更新・汚水分）の限度額を変更するものでございます。

災害復旧事業債につきましては、農業集落排水事業収益における特別損失中の災害による損失の財源に充てるため借り入れるものでございます。

以上の補正に伴いまして、第2条予算第2条第1号に定めた業務の予定量、第7条予算第9条に定めました議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条予算第10条に定めた他会計からの補助金について、あわせて補正を行っております。

以上が補正予算の内容となっております。よろしく願いいたします。

委員長（村松秀雄君） 下水道のほうの説明を終わりました。何かありますでしょうか。（「ありません」の声あり）

なければ、次、79号の194ページ。79号、権利放棄の件でございます。総務課長、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、議案第79号権利を放棄することについての説明を申し上げます。

議案書194ページ、資料につきましては69ページとなります。

水道料金について、消滅時効に係る時効期間が経過し、かつ債権をこれ以上保持しても債務者の実態から納付が見込まれないものについて債権を放棄するものでございます。

地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、会議当日、水道事業所長から御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（村松秀雄君） これは全協のですね、さきの全協でも御説明ありました。何もないとはいえませんが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、80号美里町と東松島市の境界変更ですね。

総務課長（佐々木義則君） それでは、続きまして議案第80号遠田郡美里町と東松島市との境界変更について、御説明申し上げます。

議案書195ページ、資料については70ページとなります。

宮城県土地改良事業として南郷地域の農地整備事業が施行されたこととともない、従来の地形が変更され、市町の境界が不明確となりましたので、美里町と東松島市との境界を整理後の区画に合わせて変更するものでございます。これにより、美里町から東松島市に、また東松島市から美里町にそれぞれ編入される土地が生ずることとなりました。編入される面積は、両市町からそれぞれ8万8688.79平方メートルでございます。地方自治法第7条第1項の規定により市町村の境界変更について宮城県知事に申請するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、会議当日防災管財課長から御説明を申し上げます。よろしく願いをいたします。

また、こちらは前回の全員協議会で説明しております。

委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。前回の全協でも説明ありましたので、大丈夫かなと思いますけれども、よろしいですか。

では、次の81号の財産処分の協議ですね。お願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） 議案第81号遠田郡美里町と東松島市との境界変更に伴う財産処分の協議についての説明でございます。

議案書198ページ、資料については71ページと72ページになります。

境界変更に伴い、美里町が所有している財産及び東松島市が所有している財産がそれぞれ編入されることから財産処分の協議を行うものでございます。これにより東松島市が所有する土地8990.94平方メートルが美里町の所有となり、美里町が所有する土地6504.64平方メートルが東松島市の所有となるものでございます。地方自治法第7条第5項の規定により境界変更に伴う財産処分を東松島市と協議するに当たり同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、会議当日、防災管財課長から御説明申し上げます。以上でございます。

委員長（村松秀雄君） ありがとうございます。これについてございませんか。これ、協議はもう終わっているんですね、これはね。

総務課長（佐々木義則君） はい、そうですね。

委員長（村松秀雄君） あとは議決で確定ということですね。

なければ、次、進めたいと思います。

では、82号、広域組合の件でございます。お願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、議案第82号大崎地域広域行政事務組合規約の変更についてを御説明申し上げます。

議案書については205ページから、資料につきましては73ページからとなります。

大崎地域広域行政事務組合の関係市町の負担金のうち、一般廃棄物処理に係る衛生費負担金について、別表の起債償還が終了した施設名を削除するとともに、災害等廃棄物及び放射性物質汚染廃棄物の処理に係る経費の支弁方法に係る規定を変更するものでございます。

詳細につきましては、会議当日、私のほうから御説明を申し上げます。以上でございます。

委員長（村松秀雄君） 内容については、償還終わったやつとその新たな災害廃棄物と放射性物質のですね。新設されたということがいいんですね。

総務課長（佐々木義則君） はい、おっしゃるとおり、中央桜ノ目衛生センターの償還が完了しましたので、その名前を削除することと、あとは衛生費の負担金の負担の仕方がいわゆる人口割とその両方の割合の2つになっていますので、災害廃棄物、それから放射性廃棄物については、その実際の量による負担のみとするというふうに、今回新たに項目を追加するというのが主な内容となります。

委員長（村松秀雄君） そうですね。ございませんでしょうか、82号。

では、なければ予算の議案83号からまいります。予算については7件ありますので、これは後で一括でいいですか。これは83号からですね、89号までですね、分科会審査もあるということで、また課長さん方の詳細説明もありますので、これを飛ばさせていただきますね。ということで、一応補正予算の説明を終わらせていただきました。詳細については本会議のほうということでお願いいたします。全体的に何か聞き忘れとかというのはありますでしょうか。

では、ないようですので、議案書につきましては以上といたします。執行部の皆さん、御苦労さまでした。ありがとうございます。御退席をお願いします。

どうします、やります。

では、暫時休憩します。

午前 11時33分 休憩

午前 11時34分 再開

委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

お諮りいたします。午前中の会議につきましては、この程度とさせていただきたいと思いま

すが、いかがでしょうか。(「はい」の声あり)

では、午前の部については、以上とします。

午後の再開につきましては、1時再開ということによろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

では、1時ということをお願いいたします。休憩いたします。

午前 11時35分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長(村松秀雄君) それでは、再開いたします。委員全員出席です。

では、諮問事項2)の一般質問の発言順序について、それでは、今回は11名の方が提出しておりますので、抽選によって行いたいと思います。抽選につきましては、平吹副委員長、よろしくをお願いいたします。事務局に今準備をさせます。

事務局長(佐藤俊幸君) それでは早速、抽選のほうを行います。受付順に進めてまいります。

まず、6番の手島牧世議員です。手島議員は3番です。そして2番鈴木宏通議員が4番です。次に、8番藤田洋一議員です。10番です。7番の佐野善弘議員です。佐野議員は5番です。続きまして、13番福田淑子議員。1番。4番吉田二郎議員です。11番です。吉田議員は11番です。続きまして、5番平吹俊雄議員です。7番です。次に、9番山岸三男議員です。8番です。次に、10番柳田政喜議員です。柳田議員は2番手です。続きまして、11番の前原・宏議員です。抽選の結果は、6番。最後は村松秀雄議員は9番です。

それでは、今度は発言順に申し上げます。

1番が福田淑子議員、2番手が柳田政喜議員、3番が手島牧世議員、4番が鈴木宏通議員、5番が佐野善弘議員、6番が前原・宏議員、7番が平吹俊雄議員、8番が山岸三男議員、そして9番が村松秀雄議員、10番目が藤田洋一議員、11番目が吉田二郎議員。以上でございます。委員長(村松秀雄君) では、一般質問の発言順番については、先ほど局長が発表されましたので、印刷をして配付させていただきます。

次に、3番目、会議の期間及び議事日程についてを協議したいと思います。

期間が一応皆さんお手元に予定表をお渡ししております。これにて行いたいということなんですが、3月4日から23日の20日間、別紙のとおりでございます。これについて局長のほうから流れについての補足の説明をお願いしたいと思います。

事務局長(佐藤俊幸君) まず、会議の期間及び審議の予定表、こちらをごらん願いたいと思います。

初日から、例年の大体の同じぐらいの分量でという形で、昨年よりは会期は1日短くなっております。一応最後、連休明けの23日、ここを最終日という形で組んでみましたところ、例年どおりの形でいきますと、中学校の卒業式が今回3月7日土曜日になっておりますので、この分はちょっと時間はとれているというところで、4、5、6と一般質問をやりまして、6日の日には議案審議に入っていただければというふうに思っております。とりあえず議案の補正予算の前までですね、この辺まで決められるんじゃないかなという、通常今までの大体の審議というか、一般質問の時間等を考えますと。

それから、9日ですが、この日に補正予算、それからその他の議案、さらに当初予算の町長の説明までは入れるんじゃないかと。場合によって課長の詳細説明もちょっとは入れるかなと。

それで、10日の日ですが、課長の詳細説明をやりまして、その日朝一番から課長の詳細説明が始まりますと大体2時過ぎぐらいには多分終わると思いますので、そこから総括質疑、そしてあと特別委員会への付託をしまして、分科会で日程表の作成を行っていただくような形なのかなと考えております。

それから分科会審査に入りまして、12、13、それから翌週の16、17、18日の水曜日、この日が現地調査と連合審査。翌19日は小学校の卒業式がありますので、午前中休会で、午後からの分科会審査のまとめという形になるのではないかなと思っております。報告書の提出を夕方4時あるいは4時半ですか、その辺ぐらいまでにしていただきまして、週明けに特別委員会で、それから本会議といったような流れになるのではないかなというふうに考えてございます。皆さまであと御審議をいただければと思います。

日程につきましては、そういったことで、20日間の会期といったことで、あとは一般質問ですね。こちら人数の振り分け、何人になさるか、その辺も御協議をいただければというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（村松秀雄君） 今、局長のほうから説明あったとおりの予定でございますが、問題は中学校の卒業式が休みに入ったので、前回よりも1日減ったという部分でございます。

まず一般質問ですけれども、初日、4日、大体考えますのは、3人、5人、3人ぐらいでどうかなというふうに。午前中に1人終わらせていただければいいのかな。早いかもしれないですが。やってみないとね、一般質問はちょっとわからない部分が、要素もあるんですが、予定としてどうでしょうか。3、5、3という形でいかがですかね。（「いいですか」の声あり）議長。大体その辺で。

議長（大橋昭太郎君） それなりに、行政報告、施政方針か。例年だと30分ではちょっと。

事務局長（佐藤俊幸君） 1時間以上。

委員長（村松秀雄君） やってみて、議長の裁量で延長するなり、6時なり8時なり。お願いしたいと思います。ただ、卒業式がどうなるか、今、対策会議やっていますけれども、そのときはそのときでまた議長から諮問いただいて対応したいと思いますので、ね、議長さん。一応このルートで、予定表でまず進めていきたいと思います。

委員（吉田眞悦君） 10日の、3月10日の第7日目に総括質疑でいいんですよ。

委員長（村松秀雄君） そうですね。7日目。このときには、課長の詳細説明、予算に対する詳細説明の続きが入って、終わって総括と。その後に特別委員会設置という感じになる。

委員（吉田眞悦君） 従来どおりでいいんですよ。総括質疑については、事前に極力。

委員長（村松秀雄君） 細かい部分があるところは通告しておいて。通告期限は前日まででよろしいですか。

委員（吉田眞悦君） 結局そういうことだね。前の日までにということで。通告ってそういうことだから。

委員長（村松秀雄君） あと、連合審査、質疑通告、12日になっております。休みが入るからね。14、15休みで、3日間ぐらいですか。担当課としてはね。この日ぐらいでよろしいですか。締め切りは12日ということで、日にちなんです。3日ぐらいはないとね。と思いますが。（「いいんじゃないですか」の声あり）じゃあ12日の連合審査通告についても、12時までということで、いつものとおり行いたいと思います。

18日が現地調査と特別委員会の連合審査というふうに出ておりますが、この辺はどうですか。問題ないですね。

では、休憩します。

午後 1時14分 休憩

午後 1時18分 再開

委員長（村松秀雄君） 再開いたします。

これまでの会議に期間及び議事日程につきましては、1時半から新型コロナウイルス対策の会議があるということで、それを待ってまた協議に入りたいと思いますので、飛ばさせていただきます。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、4番の陳情、要請等についてでございます。皆さまに配付されていると思います。

2件でございます。内容確認のため、暫時休憩をとりますので、御一読お願いいたします。
休憩します。

午後 1時19分 休憩

午後 1時27分 再開

委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

いかがでしょうか。この2点、要請書と陳情書ということです。2点ですので、いかがですか。じゃあ1点ずついきますね。

この要請書については、配付のみでよろしいんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。（「なし」の声あり）そのほかありませんか。

じゃあ、最初の要請書、学校給食の公費負担、これについては配付のみというふうにさせてもらってよろしいですか。（「はい」の声あり）

では、次の陳情書、介護保険の改定に向けた改善を求める陳情書でございます。これについては、いかが取り扱いましょうか。

委員（千葉一男君） 難しいです。

委員長（村松秀雄君） 難しいです、確かに。これについても準備も大変だと思うんですけども、今回は。（「配付でいいと思います」の声あり）配付でよろしいですね。（「はい」の声あり）

この2件とも各議員への配付のみということで、いきたいと思います。

では、あとは。一応、その他、事務局のほうから何か連絡等ありますでしょうか。

事務局長（佐藤俊幸君） 今年度なんかの場合ですと、3月会議が1日ずれたりといったことがその前の年もあったんでしょうかね。そういったことで、一応協議ということで執行部のほうに協議をして、これは会議条例の関係ですけれども、それで年間の日程を協議の上決めていたんですが、2年度につきましては、特にカレンダーですね、祝日の関係でずれるということもないので、条例どおりの日程で進められるとっております。なので、協議はする必要がございませんので、年間の予定表を執行部のほうにあと送付するというふうな形にさせていただかないというふうに考えております。（「予定のね」の声あり）

それから、3月11日なんですが、毎年地震の発生した時間に放送があって黙禱ですか、しておりまして、ことしも恐らく放送が流れるものかと思っております。それで、分科会審査中の時間帯かと思うんですが、例年どおりまた皆さんに黙禱ということで、一旦そこで休憩して黙禱して

いただくような流れになるかというふうには考えております。

委員長（村松秀雄君）　そうですね。分科会審査中ですので、その場で。

委員（福田淑子君）　ここでないの。海に向かって。

委員長（村松秀雄君）　じゃあ、全員控室に集まっていただいて。5分前、2時40分ごろに集まってきて、控室で全員黙禱するという段取りですね。（「はい」の声あり）じゃあ、よろしく申し上げます。じゃあ、事務局から。

事務局長（佐藤俊幸君）　あと、さっきの小学校の卒業式の関係なんですけど、卒業式をその日に実施するとなりますと、管理職ですね、何人かが町長代理でいないという場面があるんですね。これは取り扱いどうなるかまだわかりませんが、そこでただ分科会の審査、まとめをやるのであれば、あと補佐なりにかわりに来てもらうという手もあるかなというふうには思っているんですけども。

余談になりましたけれども、事務局よりは以上です。

委員長（村松秀雄君）　暫時休憩をいたします。（「その前に、もう一つ」の声あり）じゃあ、取り消し。議長。

議長（大橋昭太郎君）　県内では、利府町議会などは傍聴を御遠慮いただくような方針を打ち出したようですけれども、当議会による新型コロナウイルス対応として、対策として、どういったような方法をとったらいんだということを議論していただければと思っております。

委員長（村松秀雄君）　今、議長のほうから議会の傍聴者のですね、それらの対応も協議してほしいということで、急遽諮問がありましたのでお諮りをいたしたいと思えます。

議長（大橋昭太郎君）　傍聴に限らず、例えば議会を開くに当たってね、全員マスクが必要だとか、いや消毒液で手を消毒してもらっただけでいいのではないとか、いろいろそういったようなことです。

委員長（村松秀雄君）　我々も含めてね、（「そうそう」の声あり）会議の中でね。この体制をどうするかということです。（「休憩してください」の声あり）

委員長（村松秀雄君）　休憩いたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時42分 再開

委員長（村松秀雄君）　再開をいたします。

先ほど議長のほうからただいま、現在流行しております新型コロナウイルス対応としまして

傍聴者についてどうするかという諮問がありました。休憩中でしたが、皆さんの御意見をまとめさせていただきますと、まずネット配信、インターネットの配信がある。もう一つは、各本庁舎、南郷庁舎においてもモニターで状況が見られるということなので、入ってくる傍聴者の方はなかなか安全を我々が確保できる方というかね、外部の方ですので、安全を担保できない。我々についてもどうかということもありますけれども、ある程度の指導なり対策がとれるということで、まとめますと、今回3月議会に限り傍聴は何というかな、取りやめ、傍聴者は受け付けないという判断に立ってよろしいですね。理由はさっきの3つですね。

議長（大橋昭太郎君） もう少し、いいですか、もう少し言葉を気をつけなきゃいけないけれども。（「休憩したほうがいい」の声あり）

委員長（村松秀雄君） では休憩いたします。

午後 1時44分 休憩

午後 2時36分 再開

委員長（村松秀雄君） それでは、再開をいたします。

先ほど議長のほうから急遽審議いただきました議会の傍聴についてを扱わせていただきます。お配りいたしました文言でございます。

美里町議会3月定例会議については、このたびの新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴席での傍聴を中止させていただきますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。なお、定例会議の様子についてはインターネット中継により本庁舎と南郷庁舎のテレビモニターで視聴することができますので、そちらを御利用ください、というものを載せます。ホームページと、あとマスコミのほうに事務局が傍聴を中止するということを知らせてくれると思いますので、これについては以上といたします。

これで今の形でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）あと問題は、最終日の恒例でございました打ち上げについてでございます。これについても、この感染予防のためにも今回は自粛をさせていただきたいなと思っておりますが、各委員の御意見いかがでしょうか。（「はい」「よろしいです」の声あり）

では、両常任委員長さん、よろしくお取り計らいをお願いいたします。中止ということで決定をいたしました。ありがとうございます。

休憩に入ります。

午後 2時38分 休憩

午後 2時53分 再開

委員長（村松秀雄君） それでは、再開をいたします。

もう一つ、コロナウイルスについての議員我々の件でございます。これについては、議長のほうから極力マスク着用と体調の悪い方は休んでいただくということを口頭で申し上げていただきたいなということですが、議長さんそれでよろしいでしょうか。

議長（大橋昭太郎君） はい、わかりました。

委員長（村松秀雄君） それと、会議の予定表の中の16日目、3月19日、午前中小学校の卒業式ということで、休会になっておりましたが、町の対策会議におきまして、町長も町長代理も来賓も小学校の卒業式には参加しないというような方向が出ました。そこで、午後からの分科会予定になっておりましたけれども、先取りをいたしまして、午前中、9時半からですね、時間は9時半から分科会審査のまとめを入れていただきたいという予定と、時間は3時までに、1時間繰り上げてまとめをつくっていただくという形で進めさせてもらってよろしいでしょうか。報告書の提出は16時が15時までになったと。

それから、分科会会議録ですね、最終提出日が18日の16時までと。次の日の19日、小学校の卒業式に出席をしなくてもいいという形になりますので、前倒して9時半から審査のまとめをお願いいたします。そして、15時まで提出をしてくださいという予定でございますが、これでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

では、これで終わりですね。あとは何もないですね。（「はい」の声あり）

では、きょうの。

委員（吉田眞悦君） ちょっと、委員長、いいですか。

委員長（村松秀雄君） 吉田委員。

委員（吉田眞悦君） 議題にも何にもないのですが、その他のその他で。休憩で。

委員長（村松秀雄君） では、休憩いたします。

午後 2時56分 休憩

午後 3時03分 再開

委員長（村松秀雄君） 再開をいたします。

今、吉田委員のほうから議会葬についてという、合併当初の議会葬の規定でございましたけれども、いろいろ、今までも変わってきているということで、ちょっと中身を精査をしたほう

がいいんじゃないかという御意見がありました。これについては、議運として正式なあれでは、正式って常任委員会みたいなテーマを設けているというものではございませんけれども、議会運営委員会の中でそういった話をもんでいきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。(「はい」の声あり) ということで、じゃあ、今後、時間を議運のときに時間をとって協議をさせていただきたいと思えます。よろしく願います。

あとは、ほかはございませんでしょうか。(「1ついいですか」の声あり) 鈴木委員。

委員(鈴木宏通君) この審議の予定表を新しく作成をしていただけますか。(「これは初日に配付されますけれども、今欲しい」「今欲しい。今しなきゃない、確認するんだもん、予定表」の声あり)

委員長(村松秀雄君) 予定について大分修正をいたしましたので、その辺もう一度修正したものを皆さんに確認していただきます。はい、わかりました。

暫時休憩します。

午後 3時05分 休憩

午後 3時14分 再開

委員長(村松秀雄君) 再開をいたします。

ただいま事務局から修正をされました予定表をお配りいたしました。修正した箇所については、3月7日の中学校の卒業式はなし、あとは3月12日の小学校の卒業式がなしで、1日分科会審査のまとめ、変更時間が15時までということで、修正されております。よろしいですね。(「はい」の声あり)

では、確認をとりましたので、この予定表でいきたいと思えます。

なお、最終日の打ち上げについては、先ほど申し上げましたように中止ということで、各分科会のほうでもよろしく委員長さん方、御連絡をお願いいたします。

以上でございます。ほかありませんか。

なければ、本日の議会運営委員会を閉じたいと思えます。

副委員長、御挨拶をお願いします。

副委員長(平吹俊雄君) 本日は大変午前からの審議ということで大変御苦労さまでございました。

コロナ感染につきましては、大分時間を、これからもですね、つきましては十分注意しながら、刻々と毎日変わっていくようですので、その辺はよろしく願ひしまして、今回の件につ

きましても議会としてのけじめではないんですが、節制につきまして御協力お願いしながら、4日からの本会議につきましては、注意しながらよろしくお願いします。

本日は大変御苦労さまでした。

午後3時16分 閉会